平成２４年（フ）第２１号
大分県豊後大野市三重町玉田100番地１フローラル多田201
債務者　藤原　直美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時10分
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１８５号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目14番２号　メゾン山城Ａ―12号
債務者　渡慶次榮子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１８６号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目14番２号　メゾン山城Ａ―12号
債務者　渡慶次保明
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５５４号
静岡県浜松市中区高町85番地　無名館202号室、前住所静岡県浜松市中区高町102番地の５　宝シャトービル４Ｆ
債務者　野田　　修
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
島根県浜田市琵琶町140番地　ベルハーモニー浜田201
債務者　神田　康嗣
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月25日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１４３８８号
東京都品川区八潮５丁目１－２―304
債務者　太田原正子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３６２１号
東京都三鷹市上連雀８丁目２―23―201
破産者　木原　俊男
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５号
神奈川県横浜市瀬谷区南瀬谷２丁目７－１
破産者　中谷　繁美
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０２号
東京都品川区南大井１丁目17―20―303、開始決定上の住所東京都品川区東大井２丁目17―14―Ｂ203
破産者　藤尾　憲司
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８４１号
東京都渋谷区渋谷４丁目２番22号　ヴィラージュ青山１階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前４丁目９番７号
破産者　株式会社エス・ケイインターナショナル
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１７５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字西原459―12
破産者　鈴木　裕司
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１９０号
東京都杉並区高井戸東３丁目28―24―201
破産者　中村　卓三
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９０４号
神奈川県横浜市港南区東芹が谷23番１―409号
破産者　株式会社エス・ビー・エヌ
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４０４号
東京都港区西新橋３丁目19番11号
破産者　株式会社綜合環境開発研究所
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４１７号
千葉県松戸市紙敷１丁目33―２―101
破産者　荒井万奈美（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８３５号
東京都北区浮間３－１―54―101、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪市福島区鷺洲３丁目１番地
破産者　株式会社ラインシステム
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７７９号
埼玉県さいたま市見沼区中川833番２
破産者　株式会社パンダ建設
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８３９号
東京都小平市回田町269―24
破産者　間宮　正倫
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部